

## 米国：対中追加関税に関する続報2

### －自転車関連製品について－

米国による対中追加関税については、まず2019年5月に以下のとおり報告した。  
[http://www.jbpi.or.jp/report\\_pdf/rep\\_us\\_20190520.pdf](http://www.jbpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20190520.pdf)  
その後2019年10月に続報として以下の報告を行った。  
[http://www.jbpi.or.jp/report\\_pdf/rep\\_us\\_20191017.pdf](http://www.jbpi.or.jp/report_pdf/rep_us_20191017.pdf)  
更にその後いくつか新たな動きがあり、自転車製品にも一部関係がある事例が発生している  
るので追補しておきたい。

#### 1. 第四次分の取り扱いについて

第四次分は、リスト4A(Annex A)とリスト4B(Annex C)に区分され、そのうちリスト4B  
については2019年12月15日から追加関税の賦課が予定されていたが、追加関税の賦課は  
取り消されることになった。また2019年9月1日から追加関税が賦課されているリスト  
4Aについては、2020年2月14日から追加関税率が従来の15%から7.5%へと半減される  
ことになった。

・米国官報2020年1月22日付

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice\\_of\\_Modification-  
January\\_2020.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_of_Modification-January_2020.pdf)

従ってリスト4Aに含まれている8714.99に対する輸入関税は、2020年2月14日以降以  
下のように課税されるはずである。

関税コード	品目	一般税率	対中関税率
8714.99.10	Pts & access. for bicycles & o/cycles, click twist grips and click stick levers	Free	7.5%
8714.99.50	Pts & access. for bicycles & o/cycles, derailleurs and parts thereof	Free	7.5%
8714.99.60	Pts & accs. for bicycles & o/cycl., trigger & twist grip cntrls for 3-spd hubs, alum. handlebar stems >\$2.15 ea, & stem rotor assys. & pts.	Free	7.5%
8714.99.80	Pts. & access. nesoi, for bicycles and other cycles of heading 8712	10%	17.5%

注) 1. nesoi : not elsewhere specified or included

2. 出典 : USTR 及び USITC 関税率表

#### 2. 追加関税の適用除外について

これも既報の通り、米国通商代表部では適用除外制度を設け、意見公募のうえ適用除外品  
目を適宜発表している。自転車関連では第三次として広く課税されているが、10月の続報  
で報告した後に更に次の7つの追加関税適用除外が認められた。これら7つとも2018年9  
月24日に遡り2020年8月7日まで適用除外となる。

(1) 自転車用フレームの中で\$600を超えないもの(8714.91.3000)のうち、カーボンファイ  
バー製のもの。

・米国官報2019年10月28日付(5ページ目の69)

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200\\_Billion\\_Exclusions\\_Granted\\_October.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_October.pdf)

(2)自転車用スピードメーター(9029.20.2000)の中で、ハンドルバー装着仕様のワイヤー付きのもので、現在の速度・平均速度・最高速度・走行距離・累積走行距離・経過時間・現在の時刻の7つの数値を計測しデジタル表示できるもの。日本企業が適用除外申請し認められたものである。

・参考：米国官報 2019年11月13日付(3ページ目の21)

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200\\_Billion\\_Exclusions\\_Granted\\_November.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_November.pdf)

(3)ロードバイク(8712.00.2500)の中で、前後車輪径が共に69cmを超え71cmを超えないアルミ又はマグネシウム合金製ホイールのもので、タイヤ幅は3.5cm、アルミ製フレームで、ポリウレタン又はカーボンファイバーコードドライブベルトを用い、後ハブが3速7速又は12速でツイストシフター式のもの。

・参考：米国官報 2019年11月29日付(3ページ目の17)

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200\\_Billion\\_Exclusions\\_Granted-November.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted-November.pdf)

(4)前後車輪径が異なるロードバイク(8712.00.4400)の中で、シングルスピード、スチール製フレームのもので、アルミ製ステム・リム・クランクセットを用い、乗員との接触部がプラスチック製のもの

・参考：米国官報 2019年11月29日付(3ページ目の18)

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200\\_Billion\\_Exclusions\\_Granted-November.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted-November.pdf)

(5)前後の車輪径がともに50cmを超え55cmを超えない自転車(8712.00.1520)

・参考：米国官報 2019年12月17日付(3ページ目の9)

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200\\_Billion\\_Exclusions\\_Granted\\_December.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/%24200_Billion_Exclusions_Granted_December.pdf)

(6)前後の車輪径がともに50cmを超えない自転車(8712.00.1510)、及び前後の車輪径がともに55cmを超え63.5cmを超えない自転車(8712.00.1550)

・参考：米国官報 2020年1月6日付(2ページ目の1及び2)

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Exclusions\\_Granted\\_December\\_31%2C\\_2019.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Exclusions_Granted_December_31%2C_2019.pdf)

(7)自転車用サドル(8714.95.0000)の中で、プラスチック製又は人造繊維製或いはこれら両方を用いた表皮を使用したもの

・参考：米国官報 2020年1月6日付(4ページ目の57)

[https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Exclusions\\_Granted\\_December\\_31%2C\\_2019.pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Exclusions_Granted_December_31%2C_2019.pdf)

この他、電動自転車(8711.60.0050及び8711.60.0090)については、2019年10月の続報で、米国自転車業界紙の見方として適用除外にならない模様であると報告した。しかし米国税関は、業界からの問い合わせに対しこのほど適用除外になるとの見解を発表した、と当該現地業界紙(Bicycle Retailer and INDUTRY NEWS)は2020年1月12日付で報告している。

適用除外は、除外申請を行った企業からの申請に基づき対象製品が絞りこまれるため、狭い範囲で認められる場合が多いようである。但し(5)と(6)については当該関税番号対象車種が全て除外対象となっている。更に、(5)と(6)が除外対象とされたことで子供車は全て除外対象となったことになる。

また適用除外が認められた製品を除き、第一次から第三次分については従来通りの追加関税賦課が継続される。

以上